

# 入札説明書

1. 業務の名称 関東森林管理局庁舎総合保守管理業務

2. 入札公告日 令和8年2月19日

3. 入札及び開札日時  
令和8年3月11日（水）（9：00締切）  
（8：55集合）

※紙入札を行う者は、午前8時55分までに入札会場へ集合して下さい。

※電子調達システムにより入札に参加される方は、開札状況を適宜ご確認下さい。

4. 会 場 関東森林管理局 2階小会議室

5. 契約期間 自 令和8年4月 1日  
至 令和9年3月31日

6. その他

入札者は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めてください。

## 【配布資料】

- (1) 関東森林管理局署等競争契約入札心得  
（ホームページからダウンロードし熟知すること。）
- (2) 契約書（案）
- (3) 仕様書
- (4) 入札書
- (5) 委任状作成例

※入札公告のとおり、下記証明書等を令和8年3月9日（月）午後4：00までに関東森林管理局経理課企画係に提出し、その審査をもって入札参加許可を受けて下さい。

## 【証明書等】

1. 資格確認通知書（写し）全省庁統一資格
2. 選任予定の建築物環境衛生管理技術者の資格写し
3. 消防設備士又は消防設備点検資格者の証明
4. 「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」第16条第1項に基づく「経済産業省及び環境省平成26年告示第13号」第二に規定される定期点検実施に必要な知見を有する者の証明  
（例：冷媒フロン類取扱技術者等）
5. 会社概要等

# 契 約 書

- 1 委 託 業 務 名 関東森林管理局庁舎総合保守管理業務
- 2 保 守 料 ¥,.-  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税額¥,.- )  
  
但し、月額¥,.-
- 3 契 約 期 間 自 令和8年4月1日  
至 令和9年3月31日
- 4 設 備 設 置 場 所 関東森林管理局庁舎
- 5 契 約 保 証 金 免除する。

関東森林管理局庁舎（以下「設備等」という）の保守管理業務について、支出負担行為担当官 関東森林管理局長 松村孝典 を甲とし、請負人を乙として、下記条項により契約を締結し、その証として本書2通を作成し双方記名押印の上各自1通を保有する。

令和8年4月1日

(甲) 住所 群馬県前橋市岩神町4丁目16-25  
支出負担行為担当官  
氏名 関東森林管理局長 松村 孝典

(乙) 住所

氏名

## 条 項

第1条 この契約において保守管理とは、別紙仕様書に基づき、各部の点検、手入れ、調整等を行うことで、部品の交換、補充、冷媒、グリス、オイル、洗浄液等及び修理等は含まない。

第2条 甲又は甲の指定する職員は、設備等に障害が生じた場合は乙にその旨通知するものとし、乙はその通知を受けたときは直ちに修理するものとする。

第3条 乙は、前条の規定による通知の有無にかかわらず、契約期間中において別紙仕様書に基づき保守管理を行うものとする。

2 乙は、前条又は前項の規定により設備等の保守管理をしようとする場合は甲又は甲の指定する職員の立会を求め、保守管理の実行について検査を受けるものとする。

第4条 乙は、設備等の保守管理を行うに当たって修理部品等を必要とする場合は甲に見積書を提出し、承諾を受けてから当該部品を使用するものとする。

2 前項の規定により使用した部品について、甲は適正と認める代金を乙の請求により保守管理料とは別に支払うものとする。

第5条 保守管理料は、契約期間経過後完済部分に対して支払うものとし、甲は乙の適法な支払請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

2 甲が天災その他不可効力による理由のある場合を除き、前項に規定する期限までに保守料を支払わない場合は、甲はその期限の翌日から起算して支払当日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額の遅延利息を乙に支払うものとする。

第6条 乙は、設備等の保守管理をする場合において長時間を要すると認めるときは、あらかじめその旨甲又は甲の指定する職員に申し出てその許可を得なければならない。

第7条 業務が終了した時に業務の目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないときは(以下「契約不適合」という。)、甲は、乙に対し業務の目的物の

修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完（以下単に「履行の追完」という。）を請求し、又は履行の追完に代え若しくは履行の追完とともに損害の賠償を請求することができる。

2 前項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

（1） 履行の追完が不能であるとき。

（2） 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

（3） 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

（4） 前三号に掲げる場合のほか、甲がこの項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

3 甲が種類又は品質に関して契約不適合を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、契約不適合を理由として、履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金減額の請求及び契約の解除をすることができない。

4 前項の規定は、業務が終了した時において、乙が同項の不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、適用しない。

5 第3項の通知は契約不適合の内容を通知することで行い、当該通知を行った後請求しようとするときは、請求する損害額の算定の根拠など請求の根拠を示して行わなければならない。

第8条 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がその契約および取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

（1） 正当な理由がなく、契約上の業務を履行せず、又は履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

（2） 前号のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

第9条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 債務の全部の履行が不能であるとき。
  - (2) 乙がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
  - (3) 債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
  - (4) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
  - (5) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
  - (6) 第13条に規定する事由によらないで契約の解除を申し出たとき。
- 2 次に掲げる場合には、甲は、前条の催告をすることなく、直ちに契約の一部の解除をすることができる。
- (1) 債務の一部の履行が不能であるとき。
  - (2) 乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

第10条 債務の不履行が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前二条の規定による契約の解除をすることができない。

第11条 甲は、業務が完了しない間は、第8条又は第9条に定める場合のほか、甲の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 甲は、前項の規定により契約を解除した場合において、これにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

第12条 甲は、第8条及び第9条の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

第13条 乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

第14条 乙は、甲がこの契約に違反し、その違反によって作業を継続することが不

可能となったときは、直ちにこの契約を解除することができる。

第15条 第13条及び前条に定める事項が乙の責めに記すべき事由によるものであるときは、乙は、第13条及び前条の規定による契約の解除をすることができない。

第16条 第8条又は第9条の規定によりこの契約が解除された場合においては、甲は乙に対し、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を請求することができる。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 甲は、この契約が業務の完了前に解除された場合においては、既済部分について検査を行い、当該検査合格部分に相当する代金を支払わなければならない。

第17条 この契約により乙が甲に支払うべき違約金その他の債務があるときは、保守管理料と相殺するものとし、その支払うべき金額が不足するときは、その不足額を甲の発行する納入告知書により指定期限までに納入するものとする。

第18条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議の上定めるものとする。

第19条 この契約書に関し甲乙の間に争いが生じたときは、甲乙協議して定める第三者の調停により解決するものとする。

第20条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）

第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

第21条 乙は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）に係る刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。

(2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が違反行為の

首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

第22条 第3条の甲の指定する職員は以下のとおりとする。

関東森林管理局 総務企画部 経理課 課長補佐

(特約事項)

別紙特約条項のとおり

## 別紙特約条項

### 暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。））、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

## 建築物環境衛生管理業務内訳

- |   |   |    |               |
|---|---|----|---------------|
| 1 | 環境衛生管理業務全般業務  | 1式 | ( 適 時 )       |
| 2 | 建築物環境衛生管理技術者の選任   | 1式 |               |
| 3 | 害虫及びねずみ防除業務対象設備   | 1式 | (年2回生息調査及び防除) |
|   | ・トイレ、洗面所設備  | 1式 | (合計19箇所)      |
|   |   |    | トイレ 13箇所      |
|   |   |    | 洗面所設備 6箇所     |
|   | ・対象害虫 (げっ歯目ねずみ、ダニ目サシダニ科イエダニ、ゴキブリ目ゴキブリ科クロゴキブリ、チャバネゴキブリ科チャバネゴキブリ) |    |               |

## 庁舎冷暖房設備保守点検業務仕様書

1. 関東森林管理局庁舎冷暖房設備の保守業務は、本仕様書に基づき実施するものとする。
2. 業務は、空調設備を定期的に点検及び運転調整作業を行い、正常かつ良好な作動状態を維持するために行う。
3. 対象機器については、別紙 2 の空調設備機器一覧表のとおりとする。
4. 業務点検内容は、別表 1 及び 2 により総合的に行うものとし、作業内容確認のため実施結果を必ず文書で、甲の指定する職員に報告するものとする。
5. 保守定期点検は契約機器類点検、手入れ、調整を行うもので、部品の交換、補充、修理、消耗品等は含まないものとする。

ただし、通常の状態でないことを発見した場合、または、定期点検以外に異常発生連絡を受けたときは即対応し、短時間で直ちに正常な状態に復帰させなければならない。また、故障時の対応は含む。

6. 作業を行う者は、契約の機器類について知識的及び技術的に熟知した保守点検能力を有する者でなければならない。
7. 作業に使用する機械器具及び諸材料は、契約の機器類を損壊することのない純正かつ適正良質のものを使用するものとする。
8. 「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」第 16 条第 1 項に基づく「経済産業省及び環境省平成 26 年告示第 13 号」第二に規定される定期点検（圧縮機の定格出力数が 7.5kw 以上 50kw 未満のもの・3 年に 1 回）を実施の上、点検結果の記録を提出すること。

## 関東森林管理局庁舎空調設備機器一覧表

下記機器類は全て、三菱電機製である。

	記号	品名仕様	数量	定格出力	
1 F	ACP-11	ビル用マルチエアコン インバータY GRシリーズ	1式		
		室外機	PUHY-P690SDM-G	(1)	
		構成ユニット	PUHY-P280SDM-G1	(1)	5.3
		構成ユニット	PUHY-P400SDM-G	(1)	7.4
		分岐管キット	CMY-Y100BK-G	(1)	
	ACP-11-1	天吊形 室内機	PCFY-P140KM-G	(4)	
	ACP-11-3	天吊形 室内機	PCFY-P140KM-G	(1)	
	ACP-12	ビル用マルチエアコン インバータY GRシリーズ	1式		
		室外機	PUHY-P500SDM-G	(1)	9.5
	ACP-12-1	天吊形 室内機	PCFY-P90KM-G	(1)	
	ACP-12-2	天吊形 室内機	PCFY-P112KM-G	(4)	
	PAC-1	空冷ヒートポンプスリムER・PAC	PCZ-ERP112KLD	1式	
		インバータ室外機	PUZ-ERP112HA11	(1)	2.5
		天吊形 室内機	PC-RP112KAL	(1)	
	PAC-1a	空冷ヒートポンプスリムER・PAC	PKZ-ERP45SKLD	2式	
		インバータ室外機	PUZ-ERP45SKA5	(2)	0.9
	壁掛形 室内機	PKH-RP45KAL	(2)		
2 F	ACP-21	ビル用マルチエアコン インバータY GRシリーズ	1式		
		室外機	PUHY-P900SDMG1	(1)	
		構成ユニット	PUHY-P400SDMG1	(1)	7.4
		構成ユニット	PUHY-P500SDMG1	(1)	9.5
		分岐管キット	CMY-Y200BKG1	(1)	
	ACP-21-1	天吊形 室内機	PCFY-P90KMG1	(2)	
	ACP-21-2	天吊形 室内機	PCFY-P90KMG1	(3)	
	ACP-21-3	天吊形 室内機	PCFY-P112KMG1	(1)	
	ACP-22	ビル用マルチエアコン インバータY GRシリーズ	1式		
		室外機	PUHY-P560SDMG1	(1)	10.9
	ACP-22-1	天吊形 室内機	PCFY-P112KMG1	(1)	
	ACP-22-2	天吊形 室内機	PCFY-P90KMG1	(2)	
	ACP-22-3	天吊形 室内機	PCFY-P112KMG1	(2)	
	PAC-2a	空冷ヒートポンプスリムER・PAC	PKZ-ERP63SKLD	1式	
		インバータ室外機	PUZ-ERP63SKA5	(1)	1.2
		壁掛形 室内機	PKH-RP63KAL7	(1)	
	PAC-2b	空冷ヒートポンプスリムER・PAC	PCZ-ERP112KLD	1式	
		インバータ室外機	PUZ-ERP112HA11	(1)	2.5
		天吊形 室内機	PC-RP112KAL7	(1)	

	記号	品名	仕様	数量	定格出力
2 F	PAC-2c	空冷ヒートポンプスリムER・PAC	PCZ-ERP140KLD	1式	
		インパータ室外機	PUZ-ERP140KA5	(1)	2.8
		天吊形 室内機	PC-RP140KAL7	(1)	
	PAC-2d	空冷ヒートポンプスリムER・PAC	PCZ-ERP112KLD	1式	
		インパータ室外機	PUZ-ERP112HA11	(1)	2.5
		天吊形 室内機	PC-RP112KAL7	(1)	
	PAC-2e	空冷ヒートポンプスリムER・PAC	PKZ-ERP45SKLD	1式	
		インパータ室外機	PUZ-ERP45SKA5	(1)	0.9
		壁掛形 室内機	PKH-RP45KAL7	(1)	

3 F	ACP-31	ビル用マルチエアコン インパータY GRシリーズ		1式	
		室外機	PUHY-P900SDMG1	(1)	
		構成ユニット	PUHY-P400SDMG1	(1)	7.4
		構成ユニット	PUHY-P500SDMG1	(1)	9.5
		分岐管キット	CMY-Y200BKG1	(1)	
	ACP-31-1	天吊形 室内機	PCFY-P112KMG1	(5)	
	ACP-31-2	天吊形 室内機	PCFY-P90KMG1	(3)	
	ACP-32	ビル用マルチエアコン インパータY GRシリーズ		1式	
		室外機	PUHY-P800SDMG1	(1)	
		構成ユニット	PUHY-P400SDMG1	(2)	7.4
		分岐管キット	CMY-Y200BKG1	(1)	
	ACP-32-1	天吊形 室内機	PCFY-P112KMG1	(4)	
	ACP-32-2	天吊形 室内機	PCFY-P90KMG1	(1)	
	ACP-32-3	天吊形 室内機	PCFY-P112KMG1	(1)	
	PAC-3a	空冷ヒートポンプスリムER・PAC	PKZ-ERP45SKLD	1式	
		インパータ室外機	PUZ-ERP45SKA5	(1)	0.9
		壁掛形 室内機	PKH-RP45KAL7	(1)	

4 F	ACP-41	ビル用マルチエアコン インパータY GRシリーズ		1式	
		室外機	PUHY-P900SDMG1	(1)	
		構成ユニット	PUHY-P400SDMG1	(1)	7.4
		構成ユニット	PUHY-P500SDMG1	(1)	9.5
		分岐管キット	CMY-Y200BKG1	(1)	
	ACP-41-1	天吊形 室内機	PCFY-P140KMG1	(4)	
	ACP-41-2	天吊形 室内機	PCFY-P90KMG1	(2)	

	記号	品名仕様	数量	定格出力
4 F	ACP-42	ビル用マルチエアコン インバ-タイプ GRシリーズ	1式	
		室外機	PUHY-P400SDMG1	(1) 7.4
	ACP-42-1	天吊形 室内機	PCFY-P56KMG1	(4)
	ACP-42-1	天吊形 室内機	PCFY-P90KMG1	(1)
	ACP-42-2	天吊形 室内機	PCFY-P140KMG1	(1)
		空冷ヒートポンプパッケージエアコン	PCZ-ERP56SKE	1式
		インバ-タイプ室外機	PUZ-ERP56SKA6	(1) 1.1
		天吊形 室内機	PC-RP56KA8	(1)
	PAC-4	空冷ヒートポンプスリムER・PAC	PKZ-ERP45SKLD	1式
		インバ-タイプ室外機	PUZ-ERP45SKA5	(1) 0.9
		壁掛形 室内機	PKH-RP45KAL7	(1)
	PAC-4a	空冷ヒートポンプスリムER・PAC	PKZ-ERP45SKLD	1式
		インバ-タイプ室外機	PUZ-ERP45SKA5	(1) 0.9
		壁掛形 室内機	PKH-RP45KAL7	(1)

5 F	ACP-51	ビル用マルチエアコン インバ-タイプ GRシリーズ	1式	
		室外機	PUHY-P690SDMG1	(1)
		構成ユニット	PUHY-P280SDMG1	(1) 5.3
		構成ユニット	PUHY-P400SDMG1	(1) 7.4
		分岐管キット	CMY-Y100BKG1	(1)
	ACP-51-1	天吊形 室内機	PCFY-P112KMG1	(5)
	ACP-52	ビル用マルチエアコン インバ-タイプ GRシリーズ	1式	
		室外機	PUHY-P690SDMG1	(1)
		構成ユニット	PUHY-P280SDMG1	(1) 5.3
		構成ユニット	PUHY-P400SDMG1	(1) 7.4
		分岐管キット	CMY-Y100BKG1	(1)
	ACP-52-1	天吊形 室内機	PCFY-P112KMG1	(5)
	ACP-52-2	天吊形 室内機	PCFY-P45KMG1	(1)
		空冷ヒートポンプパッケージエアコン	PCZ-ERP80SKE	3式
		インバ-タイプ室外機	PUZ-ERP80SHA12	(3) 1.5
		天吊形 室内機	PC-RP80KAL8	(3)
	PAC-5a	空冷ヒートポンプスリムER・PAC	PKZ-ERP45SKLE	1式
		インバ-タイプ室外機	PUZ-ERP45SKA6	(1) 0.9
		壁掛形 室内機	PKH-RP45KAL8	(1)

別館1F	PAC-11a	空冷ヒートポンプスリムER・PAC	PKZ-ERP80SKLC	1式
		インバ-タイプ室外機	PUZ-ERP80SHA10	(1) 1.4
		壁掛形 室内機	PKH-RP80KAL6	(1)

	記号	品名	仕様	数量	定格出力
別館1F	PAC-11b, c	空冷ヒートポンプスリムER・PAC 同時ツイン	PCZX-ERP280KC	1式	
		インパータ室外機	PUZ-ERP280KA4	(1)	5.5
		天吊形 室内機	PC-RP140KA6	(2)	
	PAC-11d	空冷ヒートポンプスリムER・PAC	PKZ-ERP45SKLC	1式	
		インパータ室外機	PUZ-ERP45SKA4	(1)	0.9
		壁掛形 室内機	PKH-RP45KAL6	(1)	
	PAC-11e	空冷ヒートポンプスリムER・PAC 同時ツイン	PKZX-ERP80SKC	1式	
		インパータ室外機	PUZ-ERP80SHA10	(1)	1.4
		壁掛形 室内機	PK-RP40KA6	(2)	
	PAC-11f	空冷ヒートポンプスリムER・PAC	PKZ-ERP112KLC	1式	
		インパータ室外機	PUZ-ERP112HA10	(1)	1.9
		壁掛形 室内機	PK-RP112KA6	(1)	
	PAC-11g	空冷ヒートポンプスリムER・PAC	PLZ-ERP112BLC	1式	
		インパータ室外機	PUZ-ERP112HA10	(1)	1.9
		天井カセット形(4方向吹出) 室内機	PL-ERP112BA6	(1)	
PAC-11h	空冷ヒートポンプスリムER・PAC 同時ツイン	PLZX-ERP280BC	1式		
	インパータ室外機	PUZ-ERP280KA4	(1)	5.5	
	天井カセット形(4方向吹出) 室内機	PL-ERP140BA6	(2)		
PAC-11i	空冷ヒートポンプスリムER・PAC	PKZ-ERP50SKLD	1式		
	インパータ室外機	PUZ-ERP50SKA5	(1)	1.0	
	壁掛形 室内機	PKH-RP50KAL7	(1)		
別館2F	ACP-23	汎用空冷ヒートポンプパッケージエアコン	PFHV-P450DM-E	1式	
		室外機	PUHV-P450DM-E	(1)	8.4
		床置タイプ 室内機	PFAV-P450DM-E	(1)	

別表 1

## ビル用マルチエアコン型 点検表

点検作業項目	点検作業内容	冷房		暖房		備 考
		イン	オン	イン	オン	
運転状況点検	運転状況の把握		○		○	
	異常の有無	○	○	○	○	
作業着手前点検	準備・養生	○	○	○	○	
	本体損傷の有無	○	○	○	○	
	部品等損傷の有無	○	○	○	○	
据付状態の点検	基礎異常の有無	○	○	○	○	
	防振装置異常の有無	○	○	○	○	
	配管類支持の良否	○	○	○	○	
	周囲環境の良否	○	○	○	○	
電気系統点検	絶縁抵抗測定	○	○	○	○	
	各端子点検・増締	○	○	○	○	
	クランクケースヒーター点検	○		○		
室外機点検	冷媒系統点検 ガスリークテスト 配管系統外観点検	○	○	○	○	
	送風機系統点検 軸受点検 ファンローター点検 回転方向確認	○	○	○	○	
	熱交換器系統点検 フィンコイル点検	○	○	○	○	
	送風機系統点検 軸受点検 ファンローター点検	○	○	○	○	
室内機点検	熱交換器系統点検 フィンコイル点検 フィルター点検・清掃	○	○	○	○	
	ドレンパン清掃	○	○	○	○	
	異音・異常振動の有無	○	○	○	○	
運転調整・データ採取	各計器による総合判定 電圧・電流・周波数 圧力・温度	○	○	○	○	
	熱交換状況の判定 空気・冷媒温度	○	○	○	○	
	制御機能の判定 温度・圧力・タイマー・容量制御	○	○	○	○	
	外面確認	○	○	○	○	
作業終了時点検	養生・工具の撤収	○	○	○	○	
	スイッチ・設定の確認	○	○	○	○	

## 点検時期

シーズンイン点検：冷房又は暖房の運転期間開始前に年各 1 回

シーズンオン点検：冷房又は暖房の運転期間中に年各 1 回

別表 2

空冷エアコン型 点検表

点検作業項目	点検作業内容	冷房		暖房		備 考
		イン	オン	イン	オン	
運転状況点検	運転状況の把握		○		○	
	運転日誌の点検		○		○	
	データ異常の有無		○		○	
作業着手前点検	準備・養生	○	○	○	○	
	本体損傷の有無	○	○	○	○	
	部品等損傷の有無	○	○	○	○	
据付状態の点検	基礎異常の有無	○	○	○	○	
	防振装置異常の有無	○	○	○	○	
	配管類支持の良否	○	○	○	○	
	周囲環境の良否	○	○	○	○	
電気系統点検	絶縁抵抗測定	○	○	○	○	
	各端子点検・増締	○	○	○	○	
	クランクケースヒーター点検	○		○		
冷媒系統点検	ポンプダウン解除	○		○		冷房ｲﾝ時対象機のみ
	冷媒ポンプダウン					冷房ｵﾝ時対象機のみ
	ガスリークテスト	○	○	○	○	
	配管系統外観点検	○	○	○	○	
潤滑油系統点検	油量	○	○	○	○	
	汚れ	○	○	○	○	
送風機系統点検	ベルト・プーリー点検調整	○		○		
	軸受点検給油	○		○		
	ファンローター点検	○		○		
	回転方向確認	○		○		
熱交換器系統点検	フィンコイル点検	○	○	○	○	
	エアーフィルター点検清掃	○	○	○	○	
排水系統点検	ドレンパン点検清掃	○	○	○	○	
	ドレン通水テスト	○	○	○	○	
安全装置点検調整	高圧・低圧・油圧圧力開閉器	○		○		
	その他保護装置	○		○		
運転調整・データ採取	異音・異常振動の有無	○	○	○	○	
	各計器による総合判定	○	○	○	○	
	電圧・電流・圧力・温度					
	熱交換状況の判定	○	○	○	○	
	空気・冷媒温度					
	制御機能の判定	○	○	○	○	
作業終了時点検	温度・圧力・タイマー制御					
	外面確認	○	○	○	○	
	養生・工具の撤収	○	○	○	○	
	スイッチ・設定の確認	○	○	○	○	
	弁・ダンパー開度確認	○	○	○	○	

## 点検時期

シーズンイン点検：冷房又は暖房の運転期間開始前に年各 1 回

シーズンオン点検：冷房又は暖房の運転期間中に年各 1 回

## 建築物環境衛生管理業務実施要領（仕様書）

- 1 関東森林管理局庁舎建築物環境衛生の管理業務は、本実施要領（仕様書）に基づき実施するものとする。
- 2 管理業務は環境衛生管理業務全般業務、害虫及びねずみ防除業務を行うもので、部品の交換、補充、修理、試薬、洗浄液等の消耗品は含まないものとする。
  - ① 環境衛生管理業務全般業務は適時行う。
  - ② 害虫及びねずみ防除業務は年2回害虫及びねずみ生息調査及び防除を行う。
  - ③ 環境衛生不良時の対応は含むが、改善に関する費用については別途見積とする。
  - ④ 部品、工事、洗浄工事、薬剤、特別な整備等は含まない。
  - ⑤ 乙は関東森林管理局の建築物環境衛生管理技術者を選任する。
  - ⑥ 排水管及び給水装置の維持管理業務については別紙5 維持管理業務実施要領による。
  - ⑦ 空気環境測定業務については、別紙6 空気環境測定業務仕様による。

但し、通常の状態でないことを発見した場合、又は定期作業以外に異常発生連絡を受けたときは即対応し、短時間で直ちに正常な状態に復帰させなければならない。
- 3 作業を行うものは、契約の機器類について知識的及び技術的に熟知した保守点検能力を有するものでなければならない。
- 4 乙は、作業内容確認のため実施結果を必ず文書で、甲の指定する職員に報告するものとする。
- 5 作業に使用する機械器具及び諸材料は、契約の機器類を損壊することのない純正かつ適正良質のものを使用するものとする。

## 建築物環境衛生管理業務内訳

- |   |   |    |               |
|---|---|----|---------------|
| 1 | 環境衛生管理業務全般業務  | 1式 | ( 適 時 )       |
| 2 | 建築物環境衛生管理技術者の選任   | 1式 |               |
| 3 | 害虫及びねずみ防除業務対象設備   | 1式 | (年2回生息調査及び防除) |
|   | ・トイレ、洗面所設備  | 1式 |               |
|   | ・対象害虫 (げっ歯目ねずみ、ダニ目サシダニ科イエダニ、ゴキブリ目ゴキブリ科クロゴキブリ、チャバネゴキブリ科チャバネゴキブリ) |    |               |

## 維持管理業務実施要領（仕様書）

- 1 関東森林管理局庁舎の排水管及び給水装置の維持管理業務は、本実施要領（仕様書）に基づき実施するものとする。
- 2 以下の維持管理業務は、排水管及び給水装置（受水槽）の清掃、上水の水質検査を行うもので、部品の交換、補充、修理、試薬、洗浄液等の消耗品は含まないものとする。
  - ① 受水槽（30 m<sup>3</sup>）は年1回内部清掃、消毒を行う。
  - ② 消火栓水槽（40 m<sup>3</sup>）は年1回内部清掃を行う。
  - ③ 上水の水質検査を行う。
    - ・ビル管16項目水質検査は年1回
    - ・省略11項目水質検査は年1回
    - ・トリハロメタン類等12項目水質検査は夏期1回
  - ④ 上水の残留塩素測定は、甲又は甲の指定する職員が週1回行う。
  - ⑤ 排水管の詰まり及び受水槽故障時の対応は含む。
  - ⑥ 部品、工事、洗浄工事、薬剤、特別な整備等は含まない。
  - ⑦ 排水管、汚水管、小便器・大便器・洗面器及び掃除用流しに係る排水口の高圧洗浄・清掃は年2回行う。
  - ⑧ 乙は関東森林管理局の建築物環境衛生管理技術者を選任すること。

但し、通常の状態でないことを発見した場合、又は定期作業以外に異常発生の連絡を受けたときは即対応し、短時間で直ちに正常な状態に復帰させなければならない。
- 3 作業を行うものは、契約の機器類について知識的及び技術的に熟知した保守点検能力を有するものでなければならない。
- 4 乙は、作業内容確認のため実施結果を、必ず文書で甲の指定する職員に報告するものとする。
- 5 作業に使用する機械器具及び諸材料は、契約の機器類を損壊することのない純正かつ適正良質のものを使用するものとする。

## 空気環境測定業務仕様

(建築物における衛生的環境の確保に関する法律第4条)

### 1 測定周期と回数

- (1) 奇数月毎に定期的に測定（1年6回実施）
- (2) 1点を1日2回測定する。

### 2 測定対象

- (1) 浮遊粉塵 (推奨値：0.15mg/m<sup>3</sup> 以下：2回の平均値)
- (2) 一酸化炭素 (推奨値：10ppm以下：2回の平均値)
- (3) 炭酸ガス (推奨値：1,000ppm以下：2回の平均値)
- (4) 温度 (推奨値：17 ～ 28℃)
- (5) 相対湿度 (推奨値：40 ～ 70%)
- (6) 気流 (推奨値：0.5 m/s 以下)

### 3 測定点 (19ポイント)

建物名	階数	測定場所		
		本館	1F	経理課
	2F	総務課(東)	総務課(西)	エレベーターホール
	3F	企画調整課	森林整備課	エレベーターホール
	4F	保全課	治山課	エレベーターホール
	5F	技術普及課	計画課	エレベーターホール
別館	1F	食堂	保健室前	
	2F	大会議室		
屋外		屋外(外気)		

消防設備保守点検（※1）（※2）等仕様書  
（消防設備士または消防設備点検資格者が行う）

消防用設備等の種類	点検等の内容及び方法	点検の実施回数	備考
消 火 器 屋内消火栓設備 自動火災報知器設備 避難器具（救助袋） 連結送水管 誘 導 灯	作動点検及び外観点検及び機能点検	年 2 回	5月、11月 実施
消 火 器 屋内消火栓設備 自動火災報知器設備 避難器具（救助袋） 連結送水管 誘 導 灯	総 合 点 検	年 1 回	1 1 月実施  外観点検及び機能点検 実行時
屋内消火栓設備 自動火災報知器設備 避難器具（救助袋）	総合避難訓練立会業務 ①設備操作指導、使用した設備の整備収納 ②救助袋の展開および収納を実施すること（※3）	年 1 回	1 1 月実施

（※1）点検は、消防法第17条の3の3（「消防用設備等についての点検及び報告」）及び消防法施行規則第31条の6（「消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び報告」）並びに消防庁告示第9号（「消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果について報告書の様式を定める件」）、消防庁通知消防予第172号（「消防用設備等の点検要領の全部改正について」）等関係法規に基づき保守点検及び報告を行うこととする。設備ごとの点検方法は、消防庁告示によるところとする。

（※2）点検機器については別紙7-1参照。

（※3）総合避難訓練は秋季全国火災予防運動の行事として実施予定。なお、救助袋の展開・収納については、いずれか1か所で留意事項を周知の上、展開・収納等のデモンストレーションを実施する。

## 点検機器リスト

設 備 名	種 類		数 量	
消火器	消火器	加圧式	1	
		蓄圧式	3 2	
屋内消火栓設備	水源		1	
	加圧送水装置		1	
	ポンプ		1	
	消火栓箱		1 4	
	起動スイッチ		1 4	
	呼水装置		1	
	表示灯		1 4	
	制御盤		1	
	放水試験		1	
	配線点検		1	
自動火災報知設備	受信機 P型 1級 24回線		1	
	感知器	差動式	スポット型	1 3 2
			分布型	5
		定温式	スポット型	1 6
		煙式	スポット型	3 4
	発信機		1 5	
	音響装置		1 5	
	電鈴		1 5	
	配線点検		1	
	予備電源 Ni-Cd蓄電池 DC24V 0.9Ah		1	
非常用電源		1		
避難器具	救助袋		4	
連結送水管			2	
誘導灯	誘導灯	避難口	7	
	配線点検		1	

# 入札書

入札物件 第 号

物件の名称 関東森林管理局庁舎総合保守管理業務

入札金額		億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

※金額の頭に¥マークを付けること。

上記金額は、消費税額及び地方消費税額を除いた金額であるので、契約額は上記金額に各消費税額を加算した金額になること及び関東森林管理局署等競争契約入札心得、契約条項等、仕様書、その他関係事項一切を承知の上、入札いたします。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
関東森林管理局長 殿

住 所

会社名

代表者氏名

代理人

作成例

様式第6号(第4条)

委任状

代理人氏名 関東 太郎

上記の者を私の代理人と定め、下記権限を委任します。

記

1 入札年月日 令和〇〇年△月□□日

入札日を記入

2 件名 物品の購入 ○号物件 ○〇〇〇

物件名を記入

3 入札に関する一切の件

令和〇〇年△月□□日

委任された日付を記入

全省庁資格確認通知書に記載された住所・会社名・代表者役職・氏名を記入(ゴム印でも可)

住所 ○〇県△△市□□町1-2-3

商号又は名称 ○△株式会社

代表者氏名 代表取締役 関東 次郎

支出負担行為担当官

関東森林管理局長 殿

なお、代理人から復代理人に委任をされる場合においても再度委任状が必要となりますので注意してください。

※ 本様式は標準例を示したものであり、上記事項が記載された適宜の様式を使用しても差し支えない。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
関東森林管理局長 殿

住 所

商号又は名称  
代表者役職氏名

令和 年 月 日公告

業務の名称 関東森林管理局庁舎総合保守管理業務

一般競争入札の参加資格の下記証明書類について、別紙のとおり提出します。  
なお、記載事項に関する照会については、下記担当までご連絡願います。

記

- ① 令和7・8・9年度 全省庁統一資格の審査結果通知書の写し  
【「役務の提供等」の「建物管理等各種保守管理」、C等級以上、「関東甲信越地域」】
- ② 選任予定の建築物環境衛生管理技術者の資格写し
- ③ 消防設備士又は消防設備点検資格者の証明
- ④ 「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」第16条第1項に基づく「経済産業省及び環境省平成26年告示第13号」第二に規定される定期点検実施に必要な知見を有する者の証明
- ⑤ 会社概要等

(担当)

- 1 所属部課名:
- 2 役 職:
- 3 担当者氏名:
- 4 電話番号:
- 5 FAX番号: